

第3章 事後調査の内容

3.1 事後調査項目

事後調査については、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第31条第1項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

本事業に係る環境影響評価については、いずれの環境要素においても影響は小さいと判断されたが、洋上風力発電に係る環境影響については、国内での事例や環境影響手続きの実績が少なく、十分解明されていないことも踏まえ、鳥類に係る事後調査の他、工事の実施時及び風力発電機の稼働時に係る海棲哺乳類、魚等の遊泳動物の生息、水中音などに係る事後調査を実施することとした。事後調査項目及び事後調査を実施した理由は、表3-1のとおりである。

表 3-1 事後調査項目の検討内容

影響要因	環境要素	事後調査項目	調査時期	事後調査を実施した理由
造成等の施工による一時的な影響	動物(海域)	海棲哺乳類の生息状況	工事の実施時	環境保全措置を講じることにより、工事の実施による海域に生息する動物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性を伴うことから、海棲哺乳類、魚等の遊泳動物の生息、水中音に係る事後調査を実施する。
		魚等の遊泳動物の生息状況		
		水中音の状況		
地形改変及び施設の存在 施設の稼働	動物(陸域)	バードストライクの状況	風力発電機の稼働時	環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性を伴うことから、鳥類に係る事後調査を実施する。
		渡り鳥の状況		
		鳥類の飛翔状況		
	動物(海域)	海棲哺乳類の生息状況	風力発電機の稼働時	環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在、施設の稼働による海域に生息する動物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するが、予測には不確実性を伴うことから、海棲哺乳類、魚等の遊泳動物の生息、海生生物の蝸集状況、水中音に係る事後調査を実施する。
		魚等の遊泳動物の生息状況		
		海生生物の蝸集状況		
		水中音の状況		

注：網掛けの事後調査項目は、本中間報告の対象外。

3.2 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 3-2 のとおりである。

表 3-2 事後調査の内容（工事の実施時）

事後調査項目		調査地点	調査期間	調査方法
動物 (海域)	海棲哺乳類の生息状況	打撃工法を実施する A エリアの 1 地点及び比較対照地点 1 地点 (図 4-1 参照)	打撃工法による工事中のうち 1 か月	海棲哺乳類の鳴き声を捉える水中音響装置 (A-tag) を海中に沈めることで、海棲哺乳類の出現の有無、出現回数などを把握する。また、併せて水温計と水中マイクロホンを設置する。観測層は水深の 1/2 以深とする。
	魚等の遊泳動物の生息状況	A~D エリアの各 1 地点及び比較対照地点 1 地点 (図 4-19 参照)	打撃工法による打設工事中に 1 回	現地漁協で実施されているえびこぎ網による魚等の遊泳動物調査を行う。調査は日没後に実施し、曳網時間は 10 分間、曳網速度は約 2 ノットとする。採捕した魚等の遊泳動物は種の同定、個体数、湿重量及び体長の計測を行う。
	水中音の状況	打撃工法による施工地点 A-11 を中心に 3 方向 (①深くなる沖合方向、②浅くなる沿岸方向、③等深線に沿った方向) の各方向に 5 地点 (図 4-24 参照)	打撃工法による打設前・打設中・打設後に各 1 回	「海中音の計測手法・評価手法のガイダンス」(海洋音響学会、令和 3 年) に準拠し、打撃工法による施工地点を中心に 3 方向 (①深くなる沖合方向、②浅くなる沿岸方向、③等深線に沿った方向) に船舶で移動しながら距離減衰測定を実施する。

3.3 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

受託者の名称 : 一般財団法人日本気象協会
 代表者の氏名 : 代表理事会長 武藤 浩
 主たる事務所の所在地 : 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号